人事委員会年報

平成30年度

新潟市人事委員会

目 次

第	1章	組	l織	と:	運	営																						
1	人事	季員	会の)設	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	人事	季員	会の	構	成	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3	人事	季員	会の)権	限	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
4	人事	季員	会事	務	局	組絹	哉及	くび	所	掌	事	務	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	(1)	組織	}																									
	(2)	所掌	事務	Ç																								
5	予算	ī · ·		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
6	人事	季員	会の)開	催	伏沙	卍•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第	2 章	事	業	概	要																							
1	- 採用	•		•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	8
	(1)	採用	試騎	j																								
	(2)	採用	選考	ž.																								
2	昇任	<u>.</u>		•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	13
	(1)	昇任	試騎	É																								
	(2)	昇任	選考	ž.																								
3	職員	員の給	与等	計に	関	する	幸る	告	及	び	勧	告	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
4	条何	前の制	定・	改	廃	こ文	计す	つる	意	見	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
5	任命	権者	から	oの	申記	清:	· 協	協議	に	基	づ	< :	承	認	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
	(1)	任用	関係	Š.																								
	(2)	給与	·関係	Š.																								
6	勤務	系条件	に関	す	る	措置	重要	求	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
7	不利	益処	分に	2関	す	る氰	督	請	求	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
8	苦情	青相談	• •	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
9	職員	員団体	の登	经録	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
10	管理	L職員	等の	範	囲	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
11	労賃	助基準	監督	7機	関	とし	して	(D)	職	権	0	行	使	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
	(1)	本市	の事	業	所	又亿	は事	務	所	0	号	別	区	分	状	況												
	(2)	職権	行使	三の	状	兄																						
12	人事	季昌	会規	則具	等(か #	訓定	: •	改	廃	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•		•		29

第1章 組織と運営

1 人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法第7条第1項の規定により、条例で人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口15万人以上のもの及び特別区は、同条第2項の規定により、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとされています。

本市においては、政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、平成19年1月11日、地方公務員法第7条第2項の規定に基づく新潟市人事委員会設置条例(平成18年新潟市条例第75号)により、人事委員会を設置しました。同年4月1日の政令指定都市移行に伴い、地方公務員法第7条第1項の規定に基づく人事委員会となりました。

2 人事委員会の構成

人事委員会は,議会の同意を得て地方公共団体の長が選任する 3 人の委員を もって構成する合議制の執行機関です。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりです。

職 氏名		就任日	任期	備考
委員長	兒玉 武雄	Н27. 1.11	H31. 1.11 ~ R 5. 1.10	
委 員	岡田 一久	H25. 1.11	H29. 1.11 ~ R 3. 1.10	委員長 職務代理者
委 員	梅津 玲子	Н30. 1.11	H30. 1.11 ~ R 4. 1.10	

3 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地方公務員法で人事行政全般にわたり規定されています。人事委員会の権限を、その性質により分類すれば、行政的権限、準立法的権限及び準司法的権限の三つに分けることができます。

(1) 行政的権限

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理 し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 人事評価,給与,勤務時間その他の勤務条件,研修,厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行うこと。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会と市長に 意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。
- オ 給与,勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会と 市長に勧告をすること。
- カ 職員の任用に関する競争試験及び選考を実施すること。
- キ 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しをすること。
- ク職員の苦情を処理すること。
- ケ 労働基準監督機関としての職権を行使すること。

(2) 準立法的権限

法律又は条例で権限とされている事項について、人事委員会規則を制 定し、又は改廃すること。

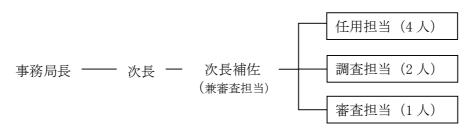
(3) 準司法的権限

- ア 職員の給与,勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し, 判定し,必要な措置を執ること。
- イ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。

4 人事委員会事務局組織及び所掌事務

平成31年4月1日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりです。

(1) 組織 職員数 10人



(2) 所掌事務

- ア 人事委員会の会議に関すること。
- イ 人事委員会規則,規程等の制定及び改廃に関すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に 関すること。
- エ 人事記録の管理に関すること。
- オー人事に関する統計報告に関すること。
- カ 競争試験、選考その他の任用に関すること。
- キ 退職管理に関すること。
- ク 人事評価,給与,勤務時間その他の勤務条件,研修,厚生福利制度そ の他職員に関する制度の調査研究に関すること。
- ケ 給与,勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関すること。
- コ 給与の支払いの監理に関すること。
- サ 分限及び懲戒に関すること(任命権者が所掌する事務を除く。)。
- シ 勤務条件の措置要求に関すること。
- ス 不利益処分についての審査請求に関すること。
- セ 職員の苦情処理に関すること。
- ソ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。
- タ 管理職員等の範囲に関すること。
- チ職員団体の登録に関すること。
- ツ 労働基準監督機関の権限行使に関すること。
- テ公印の管理に関すること。
- ト 文書の収受,発送及び保存に関すること。
- ナ 事務局職員の人事、給与及び服務に関すること。
- ニ 事務局の予算、決算に関すること。

5 予算

平成30年度における本委員会の当初予算は、次のとおりです。

(単位:千円)

科目	予 算 額
人事委員会費	92, 041
報酬	4, 866
給料	37, 196
職員手当等	25, 734
共済費	12, 963
報償費	20
旅費	1, 515
需用費	836
役務費	393
委託料	6, 000
使用料及び賃借料	581
負担金補助及び交付金	1, 937

6 人事委員会の開催状況

本委員会の平成30年度における開催状況は次のとおりです。

回数	開 催 年月日	議 案 等
第1回定例会	H30. 4. 6	議案 1 一般職の任期付職員の採用の承認について 2 平成30年4月の組織改正に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則の制定について 3 「管理職手当規則の運用について」の一部改正について 4 新潟市職員の地域手当に関する規則の一部改正について 5 電子計算機処理管理運営規程の一部改正について 6 新潟市人事委員会が行う職務専念義務の承認のうち軽易なものを指定する要綱の一部改正について 7 管理職手当の支給区分の決定に係る協議について 報告 1 平成30年2月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第2回定例会	H30. 4.11	議案 8 平成 30 年度新潟市職員採用試験(大学卒業程度及び免許資格職)の実施について

		9 平成 30 年度新潟市職員採用試験 (民間企業等職務経験者) の実施について
		報告
		2 平成30年職種別民間給与実態調査の実施について
第3回	Н30. 5.11	議案
定例会		10 平成30年度新潟市任期付職員採用試験の実施について報告
		- 報言 - 3 平成30年3月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第4回	H30. 6.20	議案
定例会		11 平成30年度新潟市職員採用試験(獣医師)の最終合格者の決定 及び名簿の確定について
		12 平成30年度新潟市職員採用試験(高校卒業程度等)の実施について
		報告
		4 平成 30 年度新潟市職員採用試験 (大学卒業程度等) の申込み状 況について
		5 平成30年4月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
		6 平成30年5月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
		7 平成 30 年職員給与実態調査の実施について その他
		1 市労連からの申し入れ概要について
第5回	Н30. 7.25	議案
定例会		13 平成30年度新潟市職員採用試験(消防士B)の最終合格者の決
		定及び名簿の確定について
		14 平成 30 年度新潟市職員採用試験(民間企業等職務経験者等)
		の実施について 15 平成30年度新潟市職員採用選考試験(身体障がい者)の実施
		15 千成 50 千反析 緑中城 貝珠
		16 新潟市災害派遣手当に関する規則の一部改正について
		17 「新潟市教育職員の給与,勤務時間,休暇等に関する条例別表
		第1の備考2に関する規則」の廃止について
		18 「単身赴任手当の運用について」の一部改正について
		報告 8 平成30年6月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第6回	H30. 8.17	る 十成50年6月にかかる職員の方限及び恋成た方の状況について 議案
定例会	1100. 0.11	19 平成30年度新潟市職員採用試験(民間企業等職務経験者)の最終合格者の決定及び名簿の確定について
		20 新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部改正
		について
		報告
		9 平成30年人事院勧告等の概要について
		10 平成30年職員給与実態調査結果の概要について 11 平成30年職種別民間給与実態調査結果の概要について
		12 苦情相談について
第7回	Н 30. 8.27	議案
定例会		21 平成30年度新潟市職員採用試験(大学卒業程度等)の最終合格
		者の決定及び名簿の確定について
		22 平成30年度新潟市職員採用試験(任期付短時間勤務職員)の最
		終合格者の決定及び名簿の確定について 報告
		13 平成30年7月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
		協議
		1 平成30年職員の給与等に関する報告及び勧告について

烘口园	II 00 0 C	報告
第8回	Н 30. 9. 6	
定例会		14 平成30年度新潟市職員採用試験(高校卒業程度等)の申込み状
		況について
		協議
## o E	** 00 0 10	1 平成30年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第9回	Н 30. 9.19	議案
定例会		23 条件付採用期間の延長について
		報告
		15 平成30年度新潟市職員採用試験(民間企業等職務経験者等)の
		申込状況について
		16 平成30年度新潟市職員採用選考試験(身体障がい者)の申込
		況について
		協議
*** · · ·		1 平成30年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第1回	Н 30. 9.27	議案
臨時会		24 条件付採用期間の延長について
		25 人事交流採用職員の俸給決定のための承認について
		協議
佐10日	H 00 10 15	1 平成30年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第10回	Н 30. 10. 15	議案 26 平成30年職員の給与等に関する報告及び勧告について
定例会		
第 11 回	Н 30.11. 8	議案
定例会		27 平成 30 年度新潟市職員採用試験 (高校卒業程度等) の最終合格
		者の決定及び名簿の確定について
		28 平成30年度新潟市職員採用試験(大学卒業程度・土木(水道)
		≪特別枠≫)の実施について
		報告
		17 平成30年8月及び9月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状
		況について
## 10 F	H 00 11 00	18 苦情相談について
第 12 回	Н 30.11.29	議案 20 巫母 20 年度新潟主聯县校田社縣 (宣松女光和度) の具体会校者
定例会		29 平成30年度新潟市職員採用試験(高校卒業程度)の最終合格者 の決定及び名簿の確定について
		30 平成30年度身体障がい者を対象とした新潟市職員採用選考試
		30 平成 30 平度 9 体障がい 有を対象とした 刺傷印 職員採用選号訊 験の最終合格者の決定及び名簿の確定について
		31 平成30年度新潟市任期付職員採用試験の実施について
		32 条例案に対する意見について 報告
		報音 19 平成 30 年 10 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況につい
		19 千成 30 午 10 月にかかる職員の方成及の必然処方の仏代について
第 13 回	Н 30. 12. 13	議案
第 13 回 定例会	11 50. 12. 15	33 平成30年度新潟市職員採用試験(民間企業等職務経験者等)の
上		最終合格者の決定及び名簿の確定について
		その他
		1 情報提供
第 14 回	Н 30. 12. 26	議案
定例会	11 00. 12. 20	34 新潟市職員の初任給,昇格,昇給等に関する規則の一部改正に
VEN17		ついて
		35 新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部改正について
		36 新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正について
		37 新潟市職員の宿日直手当に関する規則の一部改正について
		38 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正
		について
	1	1

		39 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について
第 15 回	Н 31. 1.11	議案
定例会		40 新潟市人事委員会委員長の選挙について
/ - / - / - / - / - / - / - / - / - / -		41 委員長職務代理者の指定について
		42 一般職の任期付職員の採用の承認について
		報告
		20 平成30年11月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況につい
		て
		その他
		1 2019 年度人事委員会(定例会・臨時会)開催予定について
第 16 回	Н 31. 2. 8	議案
定例会		43 条例案に対する意見について
		報告
		21 最終合格の取り消し及び名簿からの削除について
		22 平成30年12月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況につい
		7.0/4
		その他 1 職員の懲戒解雇にかかる解雇予告除外認定について
		2 労働基準監督機関としての職権行使について
		3 2019 年度人事委員会(定例会・臨時会)開催予定について
第 17 回	H 31. 2.20	議案
定例会	11 31. 2.20	44 2019 年度新潟市職員採用・選考試験の実施計画について
足四云		45 一般職の任期付職員にかかる任期の更新の承認について
		46 平成30年度新潟市職員採用試験(任期付短時間勤務職員)の
		最終合格者の決定及び名簿の確定について
		47 平成30年度新潟市職員採用試験(大学卒業程度・土木(水道)
		≪特別枠≫)の最終合格者の決定及び名簿の確定について
		その他
		1 職員採用パンフレットについて
		2 新潟市職員採用説明会の開催について
第 18 回	Н 31. 3.19	議案
定例会		48 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正
		について
		49 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について
		50 一般職の任期付職員の俸給決定のための承認について
		51 一般職の任期付職員にかかる任期の更新の承認について
		報告 23 平成31年1月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第 19 回	Н 31. 3.27	23 平成31年1月にかかる職員の方限及の感放処方の仏代について 議案
第 19 回 定例会	11 31. 3.21	52 人事交流採用職員の俸給の決定のための承認について
上門云		53 俸給表の適用を異にして異動する職員等の俸給決定のための承
		認について
		54 俸給表適用の承認について
		55 事務局職員の人事発令について
		報告 24 平成31年3月にかかる瞬畳の分限及び徴載机分の批決について
		24 平成31年2月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について

第2章 事業概要

1 採用

(1) 採用試験

平成30年度に本委員会が実施した職員採用試験は、次のとおりです。

① 実施日

ア 大学卒業程度

職種	第1次 試験日		第2次試験日		第3次試験日		最終合格 発表日
一般行政A		7月 9~11日	個別	J面接	7月25日 論文試験	8月15~ 18日 個別面接	8月28日
一般行政B	6月24日 筆記試験	7月12日			適性検査	8月14日 個別面接	
社会福祉			7月30日			8月28日	
精神保健福 祉相談員			8月1日			8月28日 (合格者なし)	
土木			7月31日				
土木(水道)		7月13日	8月7日				
電気		8月18日	8月2日	個別面接			
電気(水道)		論文試験	8月7日				_
機械		適性検査	8月2日				8月28日
化学			8月6日				
農業			8月				
2 田州中			1,4,6,18 日				
心理判定員	6月24日	7月13日	8月3日		l 		
	0 月 24 日 筆記試験		8月		/		
消防士A	章 L K K K K K K K K K K K K K K K K K K	消防適性	9,10 日				8月28日
	※消防士Bのみ	検査	J,10 ⊨	9,10 🛱			
	消防適性検査	/		個別面接			
	6月25日						
消防士B	体力検査		7月19日				7月26日
	※消防士Bのみ						
	適性検査						
土木(水道) <特別枠>	1月13日 筆記試験	1月30日 論文試験 適性検査	2月13日	個別面接			2月21日

イ 高校卒業程度

職種	第1次 試験日	第2次	試験日	第3次	最終合格 発表日	
一般事務	9月23日 筆記試験 9月25,26日 個別面接	10月16日 作文試験 適性検査	10月31日 個別面接			
学校事務A		10月10日 個別面接		10月22日 作文試験	11月6日	
学校事務B		10 / 10 日 旧か	J国政	適性検査	個別面接	11月30日
土木	9月23日		11 月 1 日 個別面接			
土木(水道)	筆記試験	10月22日 作文試験				
電気(水道)		適性検査	11月5日 個別面接			11 0 0
消防士	9月23日 筆記試験 作文試験 消防適性検査 10月16日 体力検査 適性検査	11月2日個別	面接		,	11月9日

ウ 免許資格職

職種	第1次	試験日		最終合格 発表日				
獣医師		6	月 17 日 個別司	7月4日				
薬剤師(行政)	C - 04 - 11		7 - 10 -		8月3日	/⊞ [] 7 + 	8月28日	
保健師	6月24日		7月13日	- 論文試験 適性検査	8月1日	個別面接		
保育士A	9月23日	筆記試験	10月12日		10 月 23~26 日	集団面接	11月9日	
保育士B	10月14日		11月10日		11 月 23, 24 日	個別面接	12月13日	

※獣医師は、第1次試験と第2次試験の区分はありません。

工 民間企業等職務経験者

職種	第1次 試験日		第2次試験日		第3次試験日		最終合格 発表日		
一般行政	10月14日 筆記試験	11月3日			11 月 17 日 論文試験 適性検査	12月1日 個別面接	19 日 14 日		
土木		11月10日 論文試験 適性検査	11月17日	個別面接		12月14日			
土木(水道) (10月1日採用)	6月24日 筆記試験	7月14日 論文試験 適性検査	7月28日				8月20日		
土木(水道) (4月1日採用)	10月14日 筆記試験	(第1	次試験合格者	がなし)					

才 任期付短時間勤務職員

職種	第1次試験日	第2次試験日	最終合格 発表日
一般事務(債権管理業務)	6月27日 書類審査	7月28日 個別面接	8月28日
文化財専門員A	1月13日 記述試験 実技試験	2月9日 個別面接	2月21日
文化財専門員B(申込者なし)			

② 実施状況

区分	職種	応募者数	受験者数	最 終 合格者数	受験倍率
	一般行政 A	425	315	47	6.7
	一般行政 B	105	88	5	17.6
	社会福祉	41	33	3	11.0
	精神保健福祉相談員	3	3	0	_
	土木	17	7	3	2.3
	土木(水道)	9	5	3	1.7
大学卒業	土木(水道) < 特別枠>	14	14	2	7.0
程度	定気	10	5	1	5.0
住及	電気(水道)	6	6	3	2.0
	機械	9	7	1	7.0
	化学	13	11	1	11.0
	農業	10	7	2	3.5
	心理判定員	10	8	2	4.0
	消防士A	101	89	10	8.9
	消防士B	44	39	12	3.3
	一般事務	83	74	10	7.4
	学校事務A	8	8	1	8.0
高校卒業	学校事務B	82	57	2	28.5
程度	土木	2	2	1	2.0
12/2	土木(水道)	1	1	1	1.0
	電気(水道)	1	1	1	1.0
	消防士	165	157	13	12.1
	獣医師	7	5	4	1.3
免許	薬剤師(行政)	5	3	1	3.0
資格職	保健師	28	25	4	6.3
貝俗嘅	保育士A	125	109	30	3.6
	保育士B	131	121	11	11.0
	一般行政	254	233	5	46.6
民間企業等	土木	5	4	1	4.0
職務経験者	土木(水道) (10月1日採用)	2	1	1	1.0
	土木(水道) (4月1日採用)	1	1	0	_
	一般事務(債権管理業務)	14	14	3	4.7
任期付短時間	文化財専門員A	1	1	1	1.0
勤務職員	文化財専門員B	0	_	_	_
合計		1,732	1,454	185	7.9

(2) 採用選考

ア 平成30年度に本委員会が実施した採用選考(公募)は、次のとおりです。

(ア) 実施日

区分	職種	第1次試験日	第2次試験日		最終合格 発表日
身体障がい者	一般事務	10月21日 筆記試験 個別面接	11月21日	個別面接	11月30日
	学校事務	10月21日 筆記試験			11月30日 (合格者なし)

(イ) 実施状況

区分	職種	応募者数	受験者数	最 終 合格者数	受験倍率
白. 什. 应. 3.1、土.	一般事務	15	14	7	2.0
身体障がい者	学校事務	3	2	0	-
計		18	16	7	2.3

イ 任命権者に委任している採用選考(公募)は、次のとおりです。

任命権者	職種	応募者数	受験者数	最 終 合格者数	受験倍率
	薬剤師	7	7	3	2.3
	助産師	4	4	2	2.0
	臨床検査技師	28	27	3	9.0
病院事業管理者	診療放射線技師	10	10	1	10.0
	管理栄養士	32	30	1	30.0
	医療福祉相談員	6	4	1	4.0
	病院事務職	58	49	1	49.0
	看護師	82	81	63	1.3
計		227	212	75	2.8

2 昇任

(1) 昇任試験

平成30年度に本委員会が実施した昇任試験はありません。 任命権者に委任している昇任試験は、次のとおりです。

試験名

消防吏員昇任試験

(2) 昇任選考

平成30年度に本委員会が実施した昇任選考はありません。 任命権者に委任している昇任選考は、次のとおりです。

選考名

係長昇任選考試験

学校事務職員事務主幹昇任選考試験

3 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会における勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受けていることへの代償措置であり、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する機能を有するものです。

本委員会は、一般職の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について、市議会及び市長に対して、平成30年10月15日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

その内容は、次のとおりです。

報告(概要)

第1 職員の給与等

1 職員給与の調査

技能労務職員及び企業職員を除く職員の本年4月における給与の支給状況を把握するため、「平成30年職員給与実態調査」を実施した。

上記職員は,従事する職務の種類に応じ,一般,医療職(1),医療職(2),医療職(3),消防職,福祉職,教育職(1),新潟県教育職員の例により適用される教育職(一)及び教育職(2)の9俸給表の適用を受けている。

上記俸給表の適用を受ける職員は 8,806 人で, 平均年齢は 43.1 歳であり, 実際に支払われた平均給与月額は,俸給 345,985 円,扶養手当 7,866 円,地域手当 10,848 円,住居手当 5,195 円,管理職手当 5,334 円,その他の手当 2,908 円の合計 378,136 円(昨年 380,858円)である。

2 民間事業所従業員の給与等の調査

(1) 調査の方法

人事院等と共同して,企業規模 50 人以上で,かつ,事業所規模 50 人以上である市内の 440 事業所から層化無作為抽出法 ^(注) により抽出した 102 事業所について,「平成 30 年職種別民間給与実態調査」を実施し,本年4月分として実際に支払われた給与月額等を,実地に詳細に調査を行った。

(注)層化無作為抽出法とは、調査対象事業所を規模等によって層化 (グループ分け) し、所定の抽出率 を用いて、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、 完了率は 96.1%、調査実人員は 4,198 人であり、調査結果は広く市内民間企業の給与 等の状況を反映したものとなっている。 本調査の主な結果は、次のとおりである。

ア 給与改定の状況

第1表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	29. 2	7. 5	0.0	63. 3
課長級	27. 0	6. 9	0.0	66. 1

第2表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

							,	1 124 • 707
1	項目	定期						定期
I		昇給	定 期	昇 給 実	施		定期	昇給
	役職	制度		増額	減額	変化なし	昇給	制度
	段階	あり		垣領	/火役	変化なし	停止	なし
	係 員	94. 2	91.9	34.0	2. 9	55.0	2. 3	5.8
	課長級	87. 2	84. 9	25. 2	2. 9	56.8	2. 3	12.8

⁽注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

イ 給与の状況

(ア) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で34.1% (昨年33.9%), 高校卒で9.8% (同9.4%) となっている。また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で194,907円(同197,193円), 高校卒で164,512円(同159,734円)となっている。

(イ) 家族手当

家族手当の支給状況について,配偶者にあっては月額 11,865 円 (昨年 10,935 円),配偶者と子 2 人にあっては月額 23,316 円 (同 21,176 円) となっている。

(ウ) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間に支払われた賞与等の特別給(ボーナス)の支給割合は所定内給与月額の4.45月分(昨年4.40月分)に相当している。

3 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

ア 比較方法

役職段階・学歴・年齢を同じくする者同士を対比させる「ラスパイレス方式」で、4 月分の給与額を精密に比較した。

イ 比較結果

第3表 職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較 差 (A) - (B)
356, 239 円	354, 977 円	1,262 円

- (注)1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。
 - 2 職員は、一般俸給表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除く。
 - 3 民間給与は、ラスパイレス方式により算出。

(2) 特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.40月)は、民間における特別給の支給割合(4.45月)を0.05月分下回っている。

4 諸情勢

(1) 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の新潟市における消費者物価指数は,昨年4月と比較して0.7%上昇している。また,同局による家計調査を基に本市における標準生計費を算出したところ,2人世帯では157,310円,3人世帯では200,720円,4人世帯では244,110円となっている。

(2) 人事院の勧告等

人事院は本年8月10日,国会及び内閣に対して,一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行うとともに,あわせて定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正について意見の申出を行った。

(3) 国及び他の政令指定都市との給与比較

第4表 本市職員のラスパイレス指数の推移

平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
99.1 (18)	99.2 (18)	99.0 (18)

(注) () 内は政令指定都市 20 都市中の順位

5 本年の給与の改定

(1) 月例給

本年4月時点で、職員給与が民間給与を1,262円(0.36%)下回ることとなったことから、民間給与の水準に見合うよう引上げ改定を行うことが適切であると判断した。民間給与との較差(1,262円)は、俸給表の引上げ改定により解消を図ることとした。

(2) 特別給

前記 3(2)のとおり、民間の年間支給割合が本市の年間支給月数よりも上回っていたことから、0.05月分引上げることとした。

(3) 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当について, 医療職俸給表(1)の引上げ改定を考慮し, 支給月額の限度を600円引上げ(308,000円→308,600円)

(4) 宿日直手当

人事院勧告を踏まえ、勤務1回にかかる支給額の限度を引上げ

第2 人事管理に関する課題

- 1 人材の確保・育成等
- (1) 多様で有為・有能な人材の確保

広報活動を充実させ、本市で働くことのやりがいや業務に関する情報を伝える機会を 積極的に増やしていく。また、本市が求める人材に適した受験要件の検討及び受験者の 資質等を適切に見極める試験方法について引き続き調査・研究を進めていく。

(2) 人材の育成

将来を見据えた計画的な人材育成という観点から,引き続き職員のキャリア形成の支援と能力に応じた適材適所の配置を進めることが重要。本市の市政を担うにふさわしい 高い行政能力を持ち、市民から信頼される職員を育成していくことを望む。

(3) 能力・実績に基づく人事管理

人事評価制度を職員の納得が得られるものとして定着させ、適正に運用するため、評価者と被評価者との間のコミュニケーションが適切に図られるよう十分な配慮を行うとともに、人事評価制度を通じ職員の能力の伸長が図られるよう、人材育成への活用に向けた取組を進める必要がある。

- 2 働き方改革と勤務環境の整備
- (1) 仕事と家庭の両立支援の推進
 - ① 女性職員の登用

管理職に占める女性の割合は年々増加しており、これまでも積極的に女性職員の登 用に取り組んできたものと評価できる。引き続き、女性職員の登用に取り組んでいく ことを望む。

② 仕事と家庭の両立

職員が公務に能力を十分に発揮するためには、仕事と生活のバランスがとれた働き 方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要。

男性職員の育児休業及び子育で目的の特別休暇の取得を促進するためには、組織全体で意識啓発に取り組み、男性職員が制度を利用しやすい職場環境の整備に取り組んでいく必要がある。

(2) 超過勤務の縮減

本年6月に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に おける時間外労働の上限規制を踏まえると、より一層の改善が必要。

事業の廃止を含めた業務の見直しや合理化を更に進め、効率的な業務執行体制の構築 や業務量に見合った人員配置を行うこと等、超過勤務の縮減に有効な対策を講じるとと もに、客観的な記録を基礎とした勤務時間の把握に向け検討されたい。

教職員の多忙化については、本年3月に策定された「第2次多忙化解消行動計画」に 基づき取組を進めており、その進捗状況と効果を注視したい。

また,長時間勤務の要因の一つである,部活動の指導については,教職員の勤務負担 が軽減されるよう「新潟市立中学校部活動指導のガイドライン」を徹底し,適正に運営 されることが必要である。

(3) メンタルヘルス対策

予防や再発防止に向けた一層の取組を行うとともに、相談窓口の充実や職場復帰の支援等個々のケースに即した対策を組織全体として粘り強く進めていくことが重要である。

3 高齢期の雇用の在り方

人事院は、本年の給与勧告にあわせて行った「定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」の中で、定年を段階的に 65 歳に引き上げることが必要であるとした。

本市においては、雇用と年金の接続を図ることができるよう引き続き再任用制度を運用 していく必要がある。

今後も、高齢層職員の雇用を含めた、組織全体としての人事管理の在り方について検討を進めるとともに、地方公務員の定年引上げを想定し、引き続き国の動向を注視していく必要がある。

4 公務員倫理の確保

組織として業務のチェック体制を強化・徹底するとともに、法令遵守や倫理観の向上を 図る研修により、すべての職員にコンプライアンス意識を根付かせ、職員一人ひとりが自 信と誇りを持って働くことができるよう取り組んでいく必要がある。

5 臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保

平成32年4月から会計年度任用職員制度が導入される。法の趣旨を踏まえ制度を円滑に導入するため、計画的かつ適切に準備を進める必要がある。

勧告

次の事項を実現するため、新潟市給与条例(昭和32年新潟市条例第60号)、新潟市教育職員給与条例(昭和34年新潟市条例第17号)、新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年新潟市条例第164号)及び新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年新潟市条例第165号)を改正することを勧告する。

- 1 新潟市給与条例の改正
 - (1) 俸給表
 - (2) 諸手当
- 2 新潟市教育職員給与条例の改正
 - (1) 俸給表
- 3 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正
 - (1) 俸給表
 - (2) 期末手当
- 4 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正
 - (1) 俸給表
 - (2) 期末手当

4 条例の制定・改廃に対する意見

職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、 人事委員会の意見を聞かなければならないとされています。

本委員会が,議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例及び意見は, 次のとおりです。

意見申出 年 月 日	条例名	概 要	意見
H30. 12. 4	新潟市給与条例 等の一部改正に ついて 新潟市教育職員 給与条例の一部 改正について	職員の給与等に関する報告及び勧告に 従い,職員の俸給表の改定ほか所要の改 正を行うもの 職員の給与等に関する報告及び勧告に 従い,職員の俸給表の改定を行うもの	職員の給与等に関する 勧告に基づく改正のため 適当な措置と考える。
H31. 2.19	新潟市職員の勤 務時間、休暇等 に関する条例の 一部改正につい て	総務省の通知を受けて、超過勤務命令の上限に関する規定を整備するもの	働き方改革関連法及び 国家公務員の取扱いを踏まえ、市職員に対する超 過勤務命令の上限を新た に設定しようとするもの であり、適当な措置と考える。 また、上限設定に加え、 引き続き、超過勤務の縮減に有効な対策を講じていくことはもちろんのこと、職員の健康確保の観点についても十分配慮が必要と考える。

5 任命権者からの申請・協議に基づく承認等

平成30年度に申請又は協議のあった事項は、次のとおりです。

(1) 任用関係

rts === +v.	申請・協議事項の概要		承認等
申請者	内容	対象	年月日
市長	一般職の任期付職員の採用の承認について	1人	承認 H30. 4. 6
水道事業管理者	職務に専念する義務の特例に関する承認について (第8回東アジア空手道選手権大会に職員参加)	1人	承認 H30. 4.16
市長	職務に専念する義務の特例に関する承認について (第39回北信越国民体育大会卓球競技に職員参加)	1人	承認 H30. 8.13
水道事業管理者	職務に専念する義務の特例に関する承認について (福井しあわせ元気国体に職員参加)	1人	承認 H30. 9. 7
市長	条件付採用期間の延長の承認について	1人	承認 H30. 9. 19
病院事業管理者	条件付採用期間の延長の承認について	1人	承認 H30. 9. 27
教育委員会	一般職の任期付職員の採用の承認について	1人	承認 H31. 1.11
市長	一般職の任期付職員にかかる任期の更新の承認に ついて	5 人	承認 H31. 2.20
市長	一般職の任期付職員にかかる任期の更新の承認に ついて	2 人	承認 H31. 3.10

(2) 給与関係

rtı ⊃± +V.	申 請・協議事項の概要		承認等
申請者	内 容	対象	年月日
教育委員会教育長	新潟市職員の管理職手当に関する規則の適用につい て	26 人	協議 H30. 4. 6
市長	人事交流採用職員の俸給決定のための承認について	1人	承認 H30. 9.27
教育委員会教育長	任期付職員の俸給決定のための承認について	1人	承認 H31. 3.19
市 長 教育委員会教育長	人事交流採用職員の俸給決定のための承認について	5人	承認 H31. 3. 27

市 長 教育委員会教育長	俸給表の適用を異にして異動する職員等の俸給決定 のための承認について	77 人	承認 H31. 3. 27
市長	俸給表適用の承認について	5 人	承認 H31. 3. 27

6 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができます。

この要求があったときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をします。

平成30年度における勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

7 不利益処分に関する審査請求

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、審査請求をすることができます。

この審査請求を受理したときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行います。

平成30年度における不利益処分に関する審査請求はありませんでした。

8 苦情相談

平成30年度における職員からの苦情相談の概要は次のとおりです。

(単位:人)

任 用 関 係	給 関 係	勤務条件 服務関係	厚生福利 関 係	公平審査 関 係	いじめ等 関 係	その他	計
0	0	0	0	0	1	0	1

9 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体、又はその連合体です。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・中立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度です。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりです。

(平成31年4月1日現在)

職員団体の名称	事務所所在地		
新潟市職員組合	新潟市中央区一番堀通町3番地12		
新潟市教職員組合	新潟市中央区旭町通1番町86番地		
新潟市教職員労働組合	新潟市北区柳原6丁目3番3号		
新潟市立高等学校教職員組合	新潟市中央区川岸町2丁目11番4号 高校会館内		

10 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異なっているので、 両者が混在する団体においては、職員の利益を代表するための適正な基礎を欠く ことになります。

そのため、中立的な人事委員会が管理職員等の範囲を定めることとされています。管理職員等の範囲は、新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の規定により次のとおり定められています。

(平成31年4月1日現在)

機関		職		
本庁	議会事務局	局長,次長,課長及び課長補佐		
	市長部局	理事,技監,統括政策監,政策監,危機管理監,部長,局		
		長, 担当部長, 会計管理者, 部に置かれる次長, 参事, 課		
		長,担当課長,課長補佐及び課に置かれる室の室長		
		政策企画部の主幹及び市長が特に命じた主査		
		政策企画部政策調整課の主幹及び市長が特に命じた主査		
		政策企画部の企画・広報監		
		文化スポーツ部の美術企画監		
		保健衛生部の医監		
		経済部の産業政策監		
		下水道部経営企画課の経理係長		
		総務部の副参事,主幹及び市長が特に命じた主査		
		総務部総務課の統計係長及び庁舎管理係長		

		総務部総務課の庁舎再編担当の主幹及び市長が特に命じた
		本容
		一十号 総務部行政経営課の主幹及び市長が特に命じた主査
		総務部集中改革推進課の主幹及び市長が特に命じた主査
		総務部のICT政策監
		総務部人事課の人事並びに服務担当の主幹、主査、副主査
		及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。)
		総務部職員課の安全衛生担当及び福利厚生担当の主幹及び
		市長が特に命じた主査並びに給与担当の主幹、主査、副主
		査及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。)並びに職員 日体担当の主教 主本 副主本及び主恵
		団体担当の主幹、主査、副主査及び主事
		財務部の税務監及び副参事
		財務部財務課の主幹及び市長が特に命じた主査
		会計課の主幹及び市長が特に命じた主査
	**************************************	秘書課の秘書担当の主幹、主査、副主査及び主事
	教育委員会事務局	教育長,教育次長,教育政策監,課長,担当課長,課長補
		佐及び課に置かれる室の室長
		教育総務課の職員団体担当の主幹、主査、副主査及び主事
		学校支援課の総括指導主事
		学校人事課の総括管理主事及び管理主事並びに職員団体担
		当の主幹、主査、副主査及び主事
		教育職員課の福利担当の主幹及び教育委員会が特に命じた
		主査並びに給与担当の主幹、主査、副主査及び主事(企画
		に関する事務を行う者に限る。)
	選挙管理委員会事務局	局長及び次長
	監査委員事務局	局長、次長及び次長補佐
	人事委員会事務局	局長、次長、次長補佐、主幹並びに企画に関する事務を行
		う主査、副主査及び主事
	農業委員会事務局	局長及び次長
区役所及び区役所	区役所	区長、副区長、課長、課長補佐及び課に置かれる室の長
の機関		区役所の副参事
		地域総務課の企画担当、総務担当及び管理財務担当の主幹
		及び市長が特に命じた主査
		地域課の企画担当の主幹及び市長が特に命じた主査
		総務課の総務担当及び管理財務担当の主幹及び市長が特に
		命じた主査
	福祉事務所	所長,課長及び課長補佐
	出張所	所長

	連絡所	主任	
	北区郷土博物館	館長	
	市民会館	館長	
	新津地域学園	所長	
	文化会館	館長	
	潟東ゆう学館	館長	
	中之口先人館	館長	
	地域保健福祉センター	所長	
	保育園	園長	
	認定こども園	園長	
機関(区役所の機	東京事務所	所長及び副所長	
関を除く。)			
	消費生活センター	所長	
	パスポートセンター	所長	
	美術館	館長及び副館長	
	文化財センター	所長	
	清掃事務所	所長	
	清掃センター	所長	
	白根環境事業所	所長	
	新津クリーンセンター	所長	
	処分地管理事務所	所長	
	明生園	園長	
	めいせいデイサポートセンター	所長	
	身体障がい者更生相談所	所長、副所長及び所長補佐	
	知的障がい者更生相談所	所長、副所長及び所長補佐	
	児童発達支援センター	所長及び所長補佐	
	児童相談所	所長, 副所長, 所長補佐, 課長及び課長補佐	
	こころの健康センター	所長及び所長補佐	
	保健所	所長, 次長, 課長及び課長補佐	
	動物愛護センター	所長	
	食品環境センター	所長	
	食肉衛生検査所	所長及び所長補佐	
	衛生環境研究所	所長、次長及び次長補佐	
	航空産業支援センター	所長	
	中央卸売市場	場長、次長及び次長補佐	
	農業活性化研究センター	所長及び所長補佐	
	GISセンター	所長	
	新潟駅周辺整備事務所	所長、次長及び次長補佐	

地域下水道事務所 所長及び所長補佐 地域下水道事務所 所長及び所長補佐 下水道分室 室長 南下水道推進室 室長 下水道管理センター 所長,課長及び課長補佐 育産税分室 室長 幼稚園 園長及び教頭 小学校 校長及び教頭 中学校 校長及び教頭 高等学校 校長,教頭及び事務長 中等教育学校 校長及び教頭 生涯学習センター 所長及び所長補佐 中央公民館 館長及び館長補佐 地区公民館 館長 地区公民館 館長 中央図書館 館長及び館長補佐 図書館(中央図書館を除く。) 館長 総合教育センター 所長及び所長補佐 教育相談センター 所長 学校給食センター 所長 特別支援教育サポートセンター 所長		
下水道分室 室長 南下水道推進室 室長 下水道管理センター 所長,課長及び課長補佐 市税事務所 所長,課長及び課長補佐 資産税分室 室長 幼稚園 園長及び教頭 小学校 校長及び教頭 中学校 校長,教頭及び事務長 中等教育学校 校長,教頭及び事務長 特別支援学校 校長及び教頭 生涯学習センター 所長及び所長補佐 中央公民館 館長及び館長補佐 地区公民館 館長 中央図書館 館長及び館長補佐 図書館(中央図書館を除く。) 館長 総合教育センター 所長及び所長補佐 教育相談センター 所長 教育支援センター 所長 学校給食センター 所長	地域土木事務所	所長及び所長補佐
南下水道管理センター 所長,課長及び課長補佐 市税事務所 所長,課長及び課長補佐 資産税分室 室長 幼稚園 園長及び教頭 小学校 校長及び教頭 中学校 校長及び教頭 高等学校 校長,教頭及び事務長 中等教育学校 校長及び教頭 生涯学習センター 所長及び新長補佐 中央公民館 館長及び館長補佐 地区公民館 館長 中央図書館 館長及び館長補佐 図書館(中央図書館を除く。) 館長 総合教育センター 所長及び所長補佐 教育相談センター 所長 教育支援センター 所長 学校給食センター 所長	地域下水道事務所	所長及び所長補佐
下水道管理センター 所長,課長及び課長補佐 市税事務所 所長,課長及び課長補佐 資産税分室 室長 幼稚園 園長及び教頭 小学校 校長及び教頭 中学校 校長及び教頭 高等学校 校長、教頭及び事務長 中等教育学校 校長及び教頭 性別支援学校 校長及び教頭 生涯学習センター 所長及び所長補佐 中央公民館 館長及び館長補佐 地区公民館 館長 中央図書館 館長及び館長補佐 図書館(中央図書館を除く。) 館長 総合教育センター 所長 教育技験センター 所長 教育支援センター 所長 学校給食センター 所長	下水道分室	室長
市税事務所 所長、課長及び課長補佐 資産税分室 室長 幼稚園 園長及び教頭 小学校 校長及び教頭 中学校 校長及び教頭 高等学校 校長、教頭及び事務長 中等教育学校 校長、教頭及び事務長 特別支援学校 校長及び教頭 生涯学習センター 所長及び所長補佐 中央公民館 館長及び館長補佐 地区公民館 館長 中央図書館 館長及び館長補佐 図書館(中央図書館を除く。) 館長 総合教育センター 所長及び所長補佐 教育相談センター 所長 教育支援センター 所長 学校給食センター 所長	南下水道推進室	室長
資産税分室 室長 幼稚園 園長及び教頭 小学校 校長及び教頭 中学校 校長及び教頭 高等学校 校長、教頭及び事務長 中等教育学校 校長及び教頭 特別支援学校 校長及び教頭 生涯学習センター 所長及び所長補佐 中央公民館 館長及び館長補佐 地区公民館 館長 中央図書館 館長及び館長補佐 図書館(中央図書館を除く。) 館長 総合教育センター 所長及び所長補佐 教育相談センター 所長 教育支援センター 所長 学校給食センター 所長	下水道管理センター	所長,課長及び課長補佐
幼稚園 園長及び教頭 小学校 校長及び教頭 市等校 校長、教頭及び事務長 中等教育学校 校長、教頭及び事務長 特別支援学校 校長及び教頭 生涯学習センター 所長及び所長補佐 中央公民館 館長及び館長補佐 地区公民館 館長 中央図書館 館長及び館長補佐 図書館(中央図書館を除く。) 館長 総合教育センター 所長及び所長補佐 教育相談センター 所長 教育支援センター 所長 学校給食センター 所長	市税事務所	所長,課長及び課長補佐
小学校 校長及び教頭 中学校 校長及び教頭 高等学校 校長,教頭及び事務長 中等教育学校 校長及び教頭 生涯学習センター 所長及び所長補佐 中央公民館 館長及び館長補佐 地区公民館 館長 中央図書館 館長及び館長補佐 図書館(中央図書館を除く。) 館長 総合教育センター 所長及び所長補佐 教育相談センター 所長 教育支援センター 所長 学校給食センター 所長	資産税分室	室長
中学校 校長及び教頭 高等学校 校長,教頭及び事務長 中等教育学校 校長及び教頭 特別支援学校 校長及び教頭 生涯学習センター 所長及び所長補佐 中央公民館 館長及び館長補佐 地区公民館 館長 中央図書館 館長及び館長補佐 図書館(中央図書館を除く。) 館長 総合教育センター 所長及び所長補佐 教育相談センター 所長 教育支援センター 所長 学校給食センター 所長	幼稚園	園長及び教頭
高等学校 校長、教頭及び事務長 中等教育学校 校長、教頭及び事務長 特別支援学校 校長及び教頭 生涯学習センター 所長及び所長補佐 中央公民館 館長及び館長補佐 地区公民館 館長 中央図書館 館長及び館長補佐 図書館(中央図書館を除く。) 館長 総合教育センター 所長及び所長補佐 教育相談センター 所長 教育支援センター 所長 学校給食センター 所長	小学校	校長及び教頭
中等教育学校 校長,教頭及び事務長 特別支援学校 校長及び教頭 生涯学習センター 所長及び所長補佐 中央公民館 館長及び館長補佐 地区公民館 館長 中央図書館 館長及び館長補佐 図書館(中央図書館を除く。) 館長 総合教育センター 所長及び所長補佐 教育相談センター 所長 教育支援センター 所長 学校給食センター 所長	中学校	校長及び教頭
特別支援学校 校長及び教頭 生涯学習センター 所長及び所長補佐 中央公民館 館長及び館長補佐 地区公民館 館長 中央図書館 館長及び館長補佐 図書館(中央図書館を除く。) 館長 総合教育センター 所長及び所長補佐 教育相談センター 所長 教育支援センター 所長 学校給食センター 所長	高等学校	校長、教頭及び事務長
生涯学習センター所長及び所長補佐中央公民館館長及び館長補佐地区公民館館長中央図書館館長及び館長補佐図書館(中央図書館を除く。)館長総合教育センター所長及び所長補佐教育相談センター所長教育支援センター所長学校給食センター所長	中等教育学校	校長、教頭及び事務長
中央公民館 館長及び館長補佐 地区公民館 館長 中央図書館 館長及び館長補佐 図書館(中央図書館を除く。) 館長 総合教育センター 所長及び所長補佐 教育相談センター 所長 教育支援センター 所長 学校給食センター 所長	特別支援学校	校長及び教頭
地区公民館 館長 中央図書館 館長及び館長補佐 図書館(中央図書館を除く。) 館長 総合教育センター 所長及び所長補佐 教育相談センター 所長 教育支援センター 所長 学校給食センター 所長	生涯学習センター	所長及び所長補佐
中央図書館 館長及び館長補佐 図書館(中央図書館を除く。) 館長 総合教育センター 所長及び所長補佐 教育相談センター 所長 教育支援センター 所長 学校給食センター 所長	中央公民館	館長及び館長補佐
図書館(中央図書館を除く。) 館長 総合教育センター 所長及び所長補佐 教育相談センター 所長 教育支援センター 所長 学校給食センター 所長	地区公民館	館長
総合教育センター所長及び所長補佐教育相談センター所長教育支援センター所長学校給食センター所長	中央図書館	館長及び館長補佐
教育相談センター所長教育支援センター所長学校給食センター所長	図書館(中央図書館を除く。)	館長
教育支援センター 所長 学校給食センター 所長	総合教育センター	所長及び所長補佐
学校給食センター 所長	教育相談センター	所長
	教育支援センター	所長
特別支援教育サポートセンター 所長	学校給食センター	所長
	特別支援教育サポートセンター	所長

11 労働基準監督機関としての職権の行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、労働基準法別表第1に 示された下記の分類に従い、企業職員及び技能労務職員を除き、人事委員会又 はその委任を受けた人事委員会の委員が行うものとされています。

(1) 本市の事業所又は事務所の号別区分状況

本市の事業所又は事務所が労働基準法別表第1各号のいずれに該当するかの決定は、本委員会と新潟労働局とが協議して決定します。

この区分状況は,次のとおりです。

(平成31年4月1日現在)

① 人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する事業所

号別区分	任命権者	事業所の名称	
第 12 号	市長	美術館・新津美術館・文化財センター・衛生環境研究所・農業活性	
教育・		化研究センター・北区郷土博物館・江南区文化会館・中之口先人館	
研究業	教育委員会	図書館・地区図書館・総合教育センター・教育相談センター・特別	
		支援教育サポートセンター・中央公民館・地区公民館・生涯学習セ	
		ンター・小学校(給食場を除く。)・中学校(給食場を除く。)・高等	
		学校・中等教育学校・幼稚園(給食場を除く。)・特別支援学校(給	
		食場を除く。)	
別表第1	市長	市長部局本庁・東京事務所・パスポートセンター・児童相談所・身	
の各号に		体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所・食肉衛生検査所・	
属さない		中央卸売市場・新潟駅周辺整備事務所・地域土木事務所・地域下水	
事業		道事務所・下水道管理センター(ポンプ場、下水処理施設に関する	
		ものを除く)・区役所・出張所・連絡所・万代市民会館・西新潟市民	
		会館・黒埼市民会館・新津地域学園・潟東ゆう学館・巻文化会館	
	消防長	消防局・消防署・出張所	
	議会議長	議会事務局	
	教育委員会	教育委員会事務局・教育支援センター	
	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	
	人事委員会	人事委員会事務局	
	代表監査委員	監査委員事務局	
	農業委員会	中央農業委員会事務局・区農業委員会事務局	

②労働基準監督署が職権を行使する事業所

号別区分	任命権者	事業所の名称
第1号	教育委員会	新潟市立学校給食場・給食センター
製造・		
加工業		
第 13 号	市長	児童発達支援センター・明生園・めいせいデイサポートセンター・
保健・		こころの健康センター・保健所・食品環境センター・動物愛護セン
衛生業		ター・地域保健福祉センター・保育園・認定こども園
第 15 号		清掃センター・清掃事務所・処分地管理事務所・白根環境事業所・
焼却·		新津クリーンセンター・下水道管理センター(ポンプ場・下水処理
清掃業		施設に関するもの)・亀田斎場・巻斎場

(2) 職権行使の状況

労働基準監督機関として平成30年度に職権を行使した事項は次のとおりです。

	項 目	件 数	
労働基準法	時間外労働及び休日労働に関する協定届の受理		
	解雇予告除外認定	2	
労働安全 衛生法	総括安全衛生管理者選任報告の受理	4	
	安全管理者選任報告の受理		
	衛生管理者選任報告の受理		
	産業医選任報告の受理		
	一般定期健康診断結果報告書の受理		
	特殊定期健康診断結果報告書の受理	7	
	心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書の受理	12	
	労働者死傷病報告の受理	1	

12 人事委員会規則等の制定・改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し、人事 委員会規則を制定することができるとされています。

平成30年度において、制定又は改正した規則等は次のとおりです。

(1) 規則

番号	公布年月日	名 称	制定・改廃の概要
平成 30 年 第 4 号	Н30. 4.10	平成30年4月の組織改正に伴う 関係人事委員会規則の整備に関 する規則	平成 30 年 4 月 1 日付組織改正に伴う 改正
平成 30 年 第 5 号	Н30. 4.10	新潟市職員の地域手当に関する 規則の一部を改正する規則	平成30年度より派遣交流で名古屋市 に勤務する本市職員に手当を支給す るため,新たに地域手当の支給地域を 追加
平成 30 年 第 6 号	Н30. 7.30	新潟市災害派遣手当に関する規 則の一部を改正する規則	旅館業法の一部を改正する法律(平成 29年法律第84号)の施行に伴う引 用条項及び用語の改正
平成 30 年 第 7 号	Н30. 7.30	新潟市教育職員の給与,勤務時間,休暇等に関する条例別表第1 の備考2に関する規則を廃止する規則	教育職俸給表の備考に規定していた 俸給月額に乗じる割合を調整する当 該規則について,新潟県教育職員の改 定に準じて廃止すべきところ,廃止漏 れであることが判明したため,廃止す るもの
平成 30 年 第 8 号	Н30. 8. 22	新潟市職員の公益的法人等への 派遣等に関する規則の一部を改 正する規則	職員を派遣できる団体の名称変更に 伴う改正
平成 30 年 第 9 号	Н30. 12. 28	新潟市職員の初任給,昇格,昇 給等に関する規則の一部を改正 する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する 条例の施行に伴い、昇格時号俸対応表 の改正を行うもの。また、昇格時号俸 対応表の改正による不均衡の発生を 防止するための経過措置を規定
平成 30 年 第 10 号	Н30. 12. 28	新潟市職員の俸給の調整額に関 する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する 条例の施行に伴う,俸給の調整額に係 る調整基本額の改正
平成 30 年 第 11 号	Н30. 12. 28	新潟市職員の初任給調整手当に 関する規則の一部を改正する規 則	医師等に対して支給される初任給調整手当について,手当額を人事院規則 の改正に準拠して改正
平成 30 年 第 12 号	Н30. 12. 28	新潟市職員の宿日直手当に関す る規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する 条例の施行に伴い,手当額を人事院規 則の改正に準拠して改正

平成 30 年第 13 号	Н30. 12. 28	新潟市職員の期末手当及び勤勉 手当に関する規則の一部を改正 する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する 条例の施行により,平成30年12月期 以降の勤勉手当の支給割合が改正さ れることに伴い,勤勉手当の成績率を 改正
平成 31 年 第 1 号	Н31. 3. 25	新潟市職員の期末手当及び勤勉 手当に関する規則の一部を改正 する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する 条例の施行により、平成31年6月期 以降の勤勉手当の支給割合が改正さ れることに伴い、勤勉手当の成績率を 改正

(2) 訓令

番号	公布年月日	名称	制定・改廃の概要
平成 30 年 第 1 号	Н30. 4. 10	新潟市人事委員会電子計算機処 理管理運営規程の一部を改正す る規程	平成30年4月1日付組織改正による 所属の名称変更に伴う改正

平成30年度

人事委員会年報

令和元年10月発行

新 潟 市 人 事 委 員 会 事 務 局 〒951-8068 新潟市中央区上大川前通8番町1260番地1 (市役所上大川前庁舎1階)

任用·審査担当 TEL : 025-226-3515 (直通) 調査担当 TEL : 025-226-3518 (直通)

FAX: 025-228-3999